次

目

人事委員会

○人事委員会規則一―二 (用語の定義) の一部を改正する規則

○人事委員会規則七―百四十(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する規則

人 事 委 員 会

人事委員会規則一―二(用語の定義)の一部を改正する規則をここに公布する

令和元年十一月一日

宮城県人事委員会

委 員 長 千 葉 裕

〇人事委員会規則 | —二—+

宮

人事委員会規則一―二(用語の定義)の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則一―二(用語の定義)の一部を次のように改正する

号を加える 本則中第十九号を第二十号とし、第四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の

和元年宮城県条例第四十八号)」をいう。 「会計年度任用職員給与条例」とは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2

この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年宮城県条例第四十八号)に基づく人

(1)

事委員会規則七—

一百四十

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則)

をここに公布する。

令和元年十一月

日

宮城県人事委員会 委員 長

千

葉

裕

発 行

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

の定めるところによる。

ページ 第一 号)に基づき、この規則を制定する。 〇人事委員会規則七―百四十 る職員の職務の級及び号俸を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この規則 人事委員会は、 条 会計年度任用職員給与条例第四条第五項及び第六項並びに第七条第五項及び第六項に規定す (総則) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年宮城県条例第四十八

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

職員 会計年度任用職員給与条例第一条に規定する会計年度任用職員をいう

された年数を含む。)をいう。 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数(第五条の規定によりその年数に換算

三 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

(級別資格基準表)

第三条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、 別表第一に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法

第四条 級別資格基準表は、会計年度任用職員給与条例第四条第二項及び第七条第二項の規定により 準用してその者に適用される給与条例第四条第一項の給料表 ぞれの区分に対応する級別資格基準表の職務の級欄に定める数字は当該職務の級に決定するための 必要経験年数を示す に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それ (以下単に「給料表」という。) の別

用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、 許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、 歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、 別資格基準表において別に定める場合を除き、 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、 職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適 別表第二に定める学歴免許等資格区分表 その資格に応じた区分によるこ 職員の有する最も新しい学歴免 。 以 下

とができる。

3 欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対 する級別資格基準表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等

第五条 の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等欄

(経験年数の起算及び換算

2 定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算すること 後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第三に 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以

(経験年数の調整)

第六条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第四に定める修学年数 をもって、その者の経験年数とする 許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数 調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免

(経験年数の取扱いの特例

第七条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、 条の規定にかかわらず、その定めるところによる。 前二

(新たに職員となった者の職務の級

第八条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、 基準に従い決定するものとする かつ、級別資格基準表に定める資格

(新たに職員となった者の号俸

第九条 新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第五に りも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号棒は、 に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よ 号俸とする。 該職務の級の号棒が初任給基準表に定められていないときは第十四条第一項の規定により得られる 定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号俸とし、当 ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者 その者の属する職務の級の最

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸について

> 定める号棒を調整し、又はその者の号棒を前項の規定による号棒より上位の号棒とすることができ 前項の規定にかかわらず、第十一条から第十三条までに定めるところにより、 初任給基準表に

は、

(初任給基準表の適用方法

第十条 等欄の区分に応じて適用する。 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許

除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を

2

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第十一条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免 欄の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす 任の程度等を考慮し、これにより難い場合として任命権者が認めるときは、この限りではない。 ついては、第四条第二項又は第三項の規定によりその者に適用される級別資格基準表の学歴免許等 の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に四を乗じ 対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸 許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に て得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とする。ただし、職務の内容や責 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等が掲げられていない場合における前項の規定の適用に

(経験年数を有する者の号俸

第十二条 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号俸は、第九条第一項の規定による号 俸(前条の規定による号俸を含む。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数 事委員会の定める者にあっては、当該号棒の数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加 のうち五年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事 えて得た数を号数とする号棒)の範囲内で決定することができる があるときは、これを切り捨てた数)に四号俸を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸 て任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあっては、十八月)で除した数(一未満の端数 委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮し 入

2 か、 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、 第五条から第七条までの規定を準用する 同項に定めるもののほ

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号棒

第十三条 前二条の規定による号棒が、 その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを

位の区分を用い又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られ 有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号棒に達しない職員については、 その者の号俸とすることができる 当該下

(職務の級を初任給基準表よりも上位の級に決定する場合の号俸)

第十四条 位級の号俸欄に定める号俸とする。 とし、採用の日の前日に受けていた号棒に対応する別表第六に定める上位級決定時号棒対応表の上 たものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎 る場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職し は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用す 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合の号俸

2 が順次行われたものとして取り扱うものとする。 の職務の級へ決定する場合の前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への決定 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合で二級以上上位

(再度職員として任用する者の職務の級を初任給基準表よりも上位の級に決定する場合の号俸)

第十五条 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合で、採用 る号棒の範囲内とすることができる 満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四号俸を乗じて得た数を加えて得た数を号数とす までの期間における同一又は上位の級に在職した期間の月数を合算のうえ十二月で除した数(一未 より得られる号棒の号数に、採用の日から三年前の日の属する会計年度の初日から採用の日の前日 れた職員として在職した期間がある場合の号棒は、前条の規定にかかわらず、前条第一項の規定に ·日における職務の級と同一又は上位の職務の級(以下「同一又は上位の級」という。) に決定さ

第十六条 第九条及び第十一条から前条までの規定により決定された号棒は、別表第七に定める号棒 決定上限表の上限欄に定める号棒を超えることはできない

(第一号会計年度任用職員の期末手当基礎額

第十七条 会計年度任用職員給与条例第四条第十一項の規定により給与条例第十九条第四項又は第五 項の規定を準用する場合における期末手当基礎額は、育児短時間勤務職員等の例により計算した額

(3)第十八条 会計年度任用職員給与条例第四条第十一項の規定により給与条例第十九条第二項の規定を 準用する場合において、 同項に規定する在職期間 (以下「在職期間」という。) の算定については、

> 規則七-上四四 (期末手当) 第五条第二項各号に掲げる期間及び次に掲げる期間を除算する

ついては、当該期間から当該期間にその者について定められた一週間当たりの勤務時間を職員勤 た数を乗じて得た期間を控除して得た期間 務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得 第 一号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるものとして在職した期間に

の額で定める基礎報酬を支給されるものとして在職した期間のうち、週休日、 を割り振られていない日(週休日を除く。)を通算した期間 第一号会計年度任用職員のうち日額で定める基礎報酬を支給されるもの又は勤務一時間当たり 休日及び勤務時間

第十九条 基準日以前六箇月以内の期間において、給与条例の適用を受ける職員が会計年度任用職員 して在職した期間を在職期間に算入する。 給与条例の適用を受ける職員となった場合は、 その期間内において給与条例の適用を受ける職員と

2 第二項各号に掲げる期間を除算する。 前項の給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定については、規則七―十四第五条

第二十条 用の日前において職員として在職した期間を在職期間に算入することができる。 当たり給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して人事委員会が必要と認める場合は、当該採 採用の日前において職員として在職した期間がある職員について、在職期間を算定するに

(通勤に係る費用弁償

第二十一条 会計年度任用職員給与条例第五条第二項の規定により給与条例第十一条の七第二項第一 られる交通機関等を利用する職員の費用弁償の額は、平均一箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等 号の規定を準用する場合において、回数券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認め の額とする。

ない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。 を準用する場合において、同号に規定する職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満た 会計年度任用職員給与条例第五条第二項の規定により給与条例第十一条の七第二項第二号の規定

3 会計年度任用職員給与条例第五条第三項に規定する特別の事情は、 人事委員会が定める

(報酬及び給料の支給

第二十二条 の報酬及び給料の支給日(以下「支給定日」という。)は、 土曜日又は日曜日に当たるときは、 職員の給与期間 (給与条例第六条第一項に規定する給料の計算期間をいう。以下同じ。) その日前において、その日に最も近い休日、 毎月一 一十一日とする。 ただし、

前項の規定により難いと認められるときは、 同項の規定にかかわらず任命権者が別に定めること

2

ができる。

(報酬及び給料の訂正) 員の例による。 員の例による。 が二項のほか、報酬及び給料の支給については、規則七─○(給料等の支給)の適用を受ける職

(報酬及び給料の訂正)

第二十三条 職員の報酬及び給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合に

(報告)

(この規則により難い場合の措置) 者に対し、職員の職務の級及び号俸の決定等に係る事項について報告を求めることができる。者に対し、職員の職務の級及び号俸の決定等に係る事項について報告を求めることができる。

第二十六条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定による

ことが著しく不適当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取

扱いをすることができる。

附 ...

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

級別資格基準表

行政職給料表級別資格基準表

_					
#	画	短	\times	4	Ĵį.
				R	刺
₩	校	\times	孙	K	往
ISI	51	ls.i	15.1	=	
卒	卒	卒	茶	4	F
3	0	0	0	1 級	職
11	7	5	ω	2 殺	務
15	11	9	7	3 殺	
19	15	13	11	4 級	0
21	17	15	13	5 殺	殺

米

電波法(昭和25年法律第131号)に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員(以下「無線従事者」という。)に対するこの表の適用については、その資格に応じて、次の表に定める学歴免許等欄の区分と同じこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分によることができる。この場合においてその無線従事者の資格が次の表の調整年数欄に加える年数又は減ずる年数が定められているものであるときは、この表の定める必要経験年数(職務の殺1級の欄に定める必要経験年数を除く。)は、当該必要経験年数にその加える年数又は減ずる年数をそれぞれ加減した年数とする。

その他の資格	第4級海上無線通信士 第1級海上特殊無線技士	第 3 級総合無線通信士 第 3 級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士	航空無線通信士	第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技士	第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	無線従事者の資格
<u>a</u>	과	교마	교마	교마	大	松
校	校	校	校	校	李	学歴免許等
枓	卒	卒	卒	本	学卒	车等
+3年	+1年		-0.5年	- 1年		調整年数

¥

(1) 調整年数欄の「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

П

- (2) 「その他の資格」は、電波法施行令(平成13年政令第245号)に定める海上特殊無線技士、 杭空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第 1 級陸上特殊無線技士、 国内電信級陸上特殊無線技士及び第 1 級海上特殊無線技士以外のものを示す。
- 2 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む職員(以下「船員」という。)の本表の適用については、次の表に掲げるところによりその船員の資格に応ずる学歴免許等の区分によることができる。
 この場合において 次の表の調整年数欄に減ずる年数が定められている者については ここの場合において 次の表の調整年数欄に減ずる年数が定められている者については こ

この場合において、次の表の調整年数欄に減ずる年数が定められている者については、この表に定める必要経験年数(職務の級1級の欄に定める必要経験年数を除く。)は、当該必要経験年数より減ずる年数を減じた年数とする。

Ĥ

- 「-」は減ずる年数を示す。
- (2) 船員の資格欄に掲げる「船長」、「機関長」、「1等航海士」、「1等機関士」、「2等航海士」、「2等機関士」及び「通信長」の区分は船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)別表第一によるものとし、「各長」は甲板長、操機長を示し、「各手」は操舵手、操機手を示し、「各員」は甲板員、機関員、司ちゅう員を示す。

宮

- 3 前2項の規定の適用を受ける無線従事者及び船員にこの表を適用する場合における当該職員の経験年数は、それぞれその資格(その資格が電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第67号)附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあっては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格)を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 公安職給料表級別資格基準表

#	画	4	Ţŧ
		A	푔
崇	校	5	\$
		Ξ	ř
栓	卒	4	ト
4	0	1級	職
6	2	2 殺	
9	5	3 羧	務
14	10	4級	9
20	16	5 級	
22	18	6被	殺

(5)

ハ 教育職給料表(一)級別資格基準表

宿舎指導員に相当する職務	護男教調に祖当する戦務 師に相当する職務 避助手に相当する職務	教諭に相当する職務	渡れ間に旧当りの戦の養教諭に相当する職務	論に相当する職務 審券論に相近する職務		離
画	短	\star	短	\times	4/6	<u>₹</u>
校	\times	₩	\times	₩	£ 7E#	沙屎 在 計坐
松	棌	柽	松	₩	4	14
0	0	0	0		1 級	職務
別に定める	別に定める	別に定める	2.5	0	2 級	の一級

教養栄

表

助養講実寄

この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一又は二の区分に属する者にあってはその年数に1年を、学歴免許等資格区分表の1の五の区分に属する者にあってはその年数に1年を、学歴免許等資格区分表の1の五の区分に属する者にあってはその年数に6月を加えた年数)とする。

Ē	[마	파	4	Ħ
Ž	茶	校	Ä	**
1	S	3	4	Ţŧ.
+	찪	卒	337/	X .
	л Ĥ	4年	大学卒	調
	c A	2年	短大卒	整年
+	1 弁		高校卒	数

Ť

2

基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。 教諭のうち教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第8項の規定により高等学校教

論の1種免許状を授与された者(教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教論2級普通免許状を授与された者を含む。)に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については、「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

教育職給料表二級別資格基準表

11

職種	学大	学歷免許等	禁 核	1 殺	核核	0	0 2
教諭に相当する職務	\star	孙	本				
変蔑教諭に相当する職務	短	\times	₩				0
	X	李	*	0		別に定める	(라)
助教諭に相当する暇務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	題	\star	₩	0		別に定める	All:
Websel St. 7 H H - 1 die Ers	业	校	枓	0		別に定める	(AL)

備光

この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表(-)級別資格基準表の備考第1項の規定を準用する。

研究職給料表級別資格基準表

#	平	短	\star	4	Ĵŧ
				Æ	氣
₩	校	\times	₩	1	#
				Ξ	功量
松	松	松	卒	4	ト
ω	0	0	0	1級	職
9	51	2.5	1	2 級	務の
別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	3 殺	後

医療職給料表(一)級別資格基準表

備兆

- 1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う者の職務の級を2級に決定する場合には、 第8条の規定によるほか、人事委員会の定めるところによるものとする。
- 医療職給料表二級別資格基準表

(はり師に相当する職務) きゅう師に相当する職務	あん摩マッサージ指圧師におおよれる摩睺	7111 11 7 %	4	H		義肢装具士に相当する職務	1 1 2 2	発鶴 スキ 万 坪 7 十 小 単 頭 草 三	1 1 1 2	独計 本本本本の 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	相当する	理学療法士に相当する職務		臨床工学技士に相当する職	※	衛生検査技師に相当する職		臨床検査技師に相当する職	診療エックス線技師に相当 する職務	職務	診療放射線技師に相当する	è	を	l è	※ 棚 ス 十 と 財 ご 耐 路 瀬	獣医師に相当する職務	支	
短大2卒	短大3卒	恵 校 卒	短大卒	高校専攻科卒	短大卒	短大3卒	短大3卒	大学卒	短大3卒	大学卒	短大3卒	大学卒	短大3卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大3卒	大学卒	短大卒	短大3卒	大学卒	短大卒	大学卒	大学卒	大学6卒	大学6卒	小庭元 町 女	平平七世
0	0	0	0	0	0	0	0		0		0		0		0		0		0	0		0					1 級	職
1.5	1	5	1.5	4	1.5	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1.5	0	1	0	1.5	1	0	1.5	0	0	0	0	2 級	務
7	6	10	7	9	7	6	6	51	6	5	6	5	6	5	7	51	6	51	7	6	5	7	51	51	2	2	3 殺	
別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	8	51	5	4 級	9
別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	5 殺	殺

柔道整復師に相当する職務	画	校	₩	0	51	10	別に定める別に定める	300
	短っ	\star	卒	0	別に定める 別に定める	別に定める		
小の 毎	画生	校	松	0	別に定める 別に定める	別に定める		
	#	李	松	4	別に定める 別に定める	別に定める		

備兆

- 1 学校教育法による4年制の大学の卒業者である獣医師に対するこの表の適用については、この表に定める必要経験年数に3年を加えた年数をもって、この表の必要経験年数とする。この表に定める必要経験年数に3年を加えた年数をもって、この表の必要経験年数とする。
- 医療職給料表三級別資格基準表

	本华伊 本本	職	務		0	級
拟	子座九町寺	1級	2級	3 級	4級	5級
健師に相当す	大学卒		0	5	別に定める	別に定める
別産師に相当する職務	短大卒		0	7	別に定める	別に定める
級職 名 年	准看護師養成所卒	0	別に定める			

備老

- 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号) 第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(平成13年法律第153号による改正前の 保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業 を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時 (保健師及び助産師で、看護師免許を有する職員にあっては看護師免許を取得した時) 以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第二 (第四条関係)

学歷免許等資格区分表

	2 短大卒						1 大学卒	基準学歴区分
二 短大2卒	— 短大3卒	六 大学4卒	五 大学専攻科卒	四 大学6卒	三 専門職学位課程修了	二修士課程修了	一 博士課程修了	分 図 瀬 本
(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は 東甲聯大学の修業年限2年の前期課程の修了	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了(2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業(4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	 (1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許 等の資格	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	「(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程 の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許 等の資格	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許 等の資格	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	F F S S S S S S S S S S S S S S S S S S

4			ω		
中学卒			高校卒		
中学卒	ļil	[]	ı	ļij	
** **	高校2卒	高校3卒	高校専攻科卒	短大1卒	
(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は 准看護師養成所の卒業(2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許 等の資格	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は 特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等 部に限る。)の卒業(2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許 等の資格	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は 特別支援学校の専攻科の卒業(2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許 等の資格	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許 等の資格	(2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は 特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程 度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。) の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許 等の資格

備老

別表第三 (第五条関係)

経験年数換算表

	その他の期間		学校又は学校に準ずる教育機 の修学年数内の期間に限る。)	Z IFI	 民間における企業体、団体等の職員としての在職	関係機関若しくは外国政 府の職員としての在職期 問	国家公務員, 地方公務員 又は旧公共企業体, 政府	経
その他の期間	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に 役立つと認められるもの	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)	その他の期間	職員としての職務にその経験 が直接役立つと認められる職 務に従事した期間	その他の期間	職員の職務とその種類が類似 する職務に従事した期間	歴
25/100以下 (部内の他の職員との 均衡を著しく失する場合及び教育職 給料表の適用を受ける職員に適用す る場合は、50/100以下)	50/100以下 (部内の他の職員との 均衡を著しく失する場合は、80/ 100以下)	100/100以下	100/100以下	80/100以下	100/100以下	80/100以下 (部内の他の職員との 均衡を著しく失する場合は100/100 以下)	100/100以下	換 算 率

備老

- 経歴欄の左欄「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事委員会が別に定める。

別表第四 (第六条関係)

修学年数調整表

亘	마	画	画中	短	短	短	\times	*	\times	毎	渝	本	₩	
٠.	校	核	校専	大	*	*	₩	学専	₩	専門職学位課程修	土	土 課	阔	
M.	2	ω	攻科	1	2	ω	4	攻科	6	立課程作	程修	程修	×	
₩	松	卒	松	卒	卒	卒	卒	卒	卒		4	Ţ	华	
9年	11年	12年	13年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	18年	18年	21年	% 学年数	
- 7年	- 5年	- 4年	- 3年	- 3年	- 2年	- 1年		+1年	+ 2年	+ 2年	+ 2年	+5年	大学卒 (16年)	基基
- 5年	- 3年	- 2年	- 1年	-1年		+1年	+2年	+3年	+4年	+4年	+4年	+7年	短大卒 (14年)	幸 举
- 3年	- 1年		+1年	+1年	+ 2年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6年	+6年	+9年	高校卒 (12年)	阑
	+ 2年	+3年	+4年	+4年	+5年	+6年	+7年	+8年	+9年	+9年	+9年	+12年	中学卒 (9年)	区分

無機

- 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数をある。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは 獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用に

- ついては、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。 その妻の右する学展色影響の姿数にほる修学年数はが調整年数についた。 4 重柔目全式型

表の修学年数及び調整年数とする。

別表第五 (第九条関係)

初任給基準表

行政職給料表初任給基準表

職	学 歴 免 許 等	初 任 給
— 州 发		1級1号棒
	第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	1級1号棒
qu. qq. qv. eta qv.	第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技士	1級1号棒
洪黎化争有	航空無線通信士	1級1号棒
	第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 国内電信級陸上特殊無線技士 国内電信級海上無線通信士 第4級海上無線通信士 第1級海上特殊無線技士 その他の資格	1級1号俸
	船長機関長	1級1号棒
船員	1 等航海士 1 等機関士 2 等航海士 2 等機関士 通信長	1級1号俸
	各長 各手 各員	1級1号棒

無機

- 政職給料表級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。 職種欄の「無線従事者」及び学歴免許等欄の「その他の資格」については、別表第1の行
- めるところによる。 職種欄の「船員」については、別表第1の行政職給料表級別資格基準表の備考第2項に定
- ついては、別表第1の行政職給料表級別資格基準表の備考第3項の規定を準用する。 無線従事者及び船員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数に

公安職給料表初任給基準表

	*	
	裍	
	免	
	許	
	樂	
1級1	初任	
号棒	E 給	

採用時教養の修了者にこの表を適用する場合における初任給欄の号棒は、人事委員会が別に

、 教育職給料表(→)初任給基準表 職 職 職 職 職 職 職 職 大論に相当する職務 表護教論に相当する職務 栄養教論に相当する職務	学 歴 免 許 等 博士課程修了 修士課程修了 修士課程修了 方学卒 大学卒 大学卒 大学卒	初 任 給 2級1号俸 2級1号俸 2級1号俸
種	歴 免 許	*
	博士課程修了	2
な論に相当する職務 き護教論に相当する職務	修士課程修了 専門職学位課程修了	23
é養教諭に相当する職務	大学卒	2
	短大卒	1
助教論に相当する職務 善輩田券論に胡业子2職務	大学卒	1級1号俸
減減3次量で出出する機影 講師に抽出する機影 お選用れに出されて履装	短大卒	1級1号俸
夫百男子に相当する職務 寄宿舎指導員に相当する職務	高校卒	1級1号棒

子子を表

歴免許等資格区分表の1の五に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数)とす る学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年 数は、別表第1の教育職給料表□級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属す 数調整表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学 数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての修学年 この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年

教育職給料表(二)初任給基準表

- * * +	短大卒	栄養教諭に相当する職務 大学卒	教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 専門職学位課程修了	博士課程修了	職
					半
1級1号俸	2級1号棒	2級13号棒	2級13号俸	2級13号棒	初任給

養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務 高校卒

1級1号棒 1級1号棒

数については、教育職給料表(一)初任給基準表の備考の規定を準用する。 この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年

研究職給料表初任給基準表

	₩
	翔
	免
	許
	华
1級1号棒	初 任 給

医療職給料表(一)初任給基準表

1級1号棒				6卒	大学6		医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務
初 任 給	华	許	免	爾	学	種	職

数については、別表第1の医療職給料表(-)級別資格基準表の備考第1項の規定を適用する。 この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年

医療職給料表(二)初任給基準表

衛生検査技師に相当する職務		な職 2 十不円 : 1四年来	診療エックス線技師に相当する職務	10 75、JJ X 27 J M2C3 X, 田J V ~ (日 三) り る MR 4 25	來職 2 十不 ഥ 计 即 轩 晾 垍 舟 聲 令	不無上で出出する表現		米出町4~1日出りの複数	発電 7 十六年 7 間を辞			職種
大学卒	短大3卒	大学卒	短大卒	短大3卒	大学卒	短大卒	大学卒	大学卒	大学6卒	大学卒	大学6卒	学 歴 免 許 等
2級1号棒	1級1号俸	2級1号俸	1級1号棒	1級1号俸	2級1号俸	1級1号棒	2級1号俸	2級1号棒	2級1号棒	2級1号棒	2級1号棒	初 任 給

	<u>帕士</u> 森	1 如 1 卫 床
Place Language and the Control of th	大学卒	2級1号棒
臨床工学技士に相当する販券	短大3卒	1級1号俸
理学療法士に相当する職務	大学卒	2級1号棒
作業療法士に相当する職務	短大3卒	1級1号棒
が変換して 十八 日本・1丁 単列 間等 7分 日本	大学卒	2級1号棒
	短大3卒	1級1号棒
発動 4 十八 叶・1 一宗智 14 年	大学卒	2級1号棒
日田 歳 克 土 『 台 里 り る 寅 祭	短大3卒	1級1号棒
義肢装具士に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
英觀 4 十八 叶 (一十岁) 字钟	短大卒	1級1号棒
	高校専攻科卒	1級1号俸
奔頭 とそれ 叶ベール 井保	短大卒	1級1号俸
	高校卒	1級1号棒
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務	短大3卒	1級1号棒
はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務	短大2卒	1級1号棒
柔道整復師に相当する職務	高校卒	1級1号俸
2) 4	短大卒	1級1号俸
から 元	高校卒	1級1号俸

- 適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。 別表第1の医療職給料表に級別資格基準表の備考に規定する職員に第12条第1項の規定を
- 者にこの表を適用する場合における初任給欄の号棒は、人事委員会が別に定める。 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第3号の規定に該当して義肢装具士となった
- 3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師 となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるも

医療職給料表(三)初任給基準表

職	種	#	爾	発	丰	₩	初任
こ相当する		大学卒					2級1
助産師に相当する職務		短大3	卒				2級1

华棚 2 十小叶(四群子	短大3卒	2級1号棒
血吸車4~台田9の東谷	短大2卒	2級1号棒
准看護師に相当する職務	准看護師養成所卒	1級1号棒
AF 中7		

備老

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」については、別表第1の医療職給料表三級別資格基
- 準表の備考第1項に定めるところによる。 2 この表の適用を受ける職員に第12条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験 年数については、別表第1の医療職給料表三級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。

別表第六 (第十四条関係)

行政]

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	けていた号棒	採用の日の前日に受
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2 級	H
9	~	7	6	5	4	చ	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3 後	位級
9	8	7	6	5	4	ప	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 級	の 号
17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	51	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5 級	- 棒

115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	00
																						43	42	42	41	41	40	40	95
57	57	57	57	57	57	56	56	56	56	56	56	55	55	55	55	55	54	54	54	54	54	53	53	53	53	53	52	52	2
		59	58	58	58	58	58	57	57	57	57	57	56	56	56	56	56	55	55	55	55	55	54	54	54	54	53	53	5
														17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	51	4	ယ	2	1	けていた号棒	採用の日の前日に受
∞	7	6	51	4	ω	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2 級	+
4	ω	2	1	L		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3級	於
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4級	級の
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5級	号
~	7	6	51	4	ω	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6級	棒

口 公安職給料表上位級決定時号俸対応表

125	124	123	122	121	120	119	118	117	116
59	59	59	59	58	58	58	58	58	58

106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	
93	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	80	79	79	78	78	77	77	76	75	74	73	72	71	70	
91	91	90	90	89	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	
86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	72	71	71	70	70	69	69	68	67	66	65	64	63	62	
66	65	64	64	64	63	63	63	62	62	62	61	61	61	60	60	59	59	58	58	57	57	56	55	54	53	52	51	50	
					17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
																													_ _ T
136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	
											103	102	102	101	101	100	100	99	99	98	98	97	97	96	96	95	95	94	
107	107	106	106	106	105	105	105	104	104	104	103	103	103	102	102	102	101	101	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	
97	97	97	97	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	95	95	94	94	93	93	92	92	91	91	90	90	89	89	88	
							71	70	70	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	68	68	68	68	68	68	68	68	68	
_																													r

)	令	和テ	6年	11月	111	1	金町	醒日			7	字	ij	龙	県		公		報] :							号夕	卜 第2	24号	
17	16	15	14	13	12	11	10	9		- α	7	6	51	4 0	۸ د	2	1	けていた号棒	採用の日の前日に受			145	144	143	142	141	140	139	138	137
1	1	1	1	1	1	1		-			_ ,	_	1	_ ,	_ -		- 3	2. 第	上位級の 号俸	一日がなくんでもって	如中盆心束象少									
'	•									'			-	1			•			1 12/15/1	******	111	110	110	109	109	108	108	108	107
																										100	100	99	98	97
4/	40		10 14	44	43 i	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18

77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	32	32	31	31	30	30	29	29	28

107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33

(19) 令和元年11月1日 金曜日 宮 城 県 公 報 号外第24号

137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33

10	9	8	7	6	បា	4	ω	2	1	りてなったな。神	採用の日の前日に受けたされた。
2	1	L		П	1	1	1	1	1	2級	上位級の 号俸

二 教育職給料表(二)上位級決定時号俸対応表

153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33

40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3

70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	44	44	43	43	42	42	41	41	40	39	38	37	36	35	34	33

160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	သ	2	1	けていた号棒	採用の貝の前日に受
1	_	1	<u>-</u>	_	<u>-</u>	_	1	<u>-</u>	1	1	1	1	1	1	1		ш	1	1	1	1	1	_	1	2 級	上位級
1	Ľ	1	Ľ	Ľ	Ľ	Ľ	1	Ľ	1	1	1	1	1	1	1	1	i i	1	1	1	1	i	Ľ	1	3級	の号棒

ホ 研究職給料表上位級決定時号棒対応表

161

115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86
61	61	61	60	60	59	59	58	58	57	57	56	56	55	55	54	54	53	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	44	43
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	51	4	ယ	2	1	りていてが	採用の日の前日に受
П	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2級	上位級の 号俸

ト 医療職給料表(二)上位級決定時号俸対応表

9	8	7	6	5	4	ယ	2	1	けていた号棒	採用の日の前日に受
1	1	1	1	1	1	1	1	1	2 殺	H
1	1	1	1	1	1	1	1	1	3後	位級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	4級	の 号
1	1	1	1	1	1	1	1	1	5 殺	棒

97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	51	4	3	2	_		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	51	4	သ	2	1	1	1	1	1	1	1	
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	_

12	11	10	9	8	7	6	បា	4	ω	2	1	けていた号棒	採用の日の前日に受
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2 後	⊣
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3級	位級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4級	の 号
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5 後	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

4														
医療職給料表曰上位級決定時号棒対応表	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100
:位級決定時号棒														
対応表									63	63	63	63	63	63
	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
									13	13	13	13	13	13

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	51	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1

132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104
87	87	86	86	86	85	85	85	84	84	84	84	83	83	83	83	82	82	82	82	81	81	81	81	80	80	79	79	78
88	88	88	88	87	87	87	87	86	86	86	86	85	85	85	85	84	84	84	83	83	83	82	82	82	81	81	81	80
							97	97	97	96	96	96	95	95	95	94	94	94	93	93	93	92	92	92	91	90	89	88
																			13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133
95	95	94	94	94	94	93	93	93	93	92	92	92	92	91	91	91	91	90	90	90	90	89	89	89	89	88	88	88	87
									93	93	93	92	92	92	92	92	91	91	91	91	91	90	90	90	90	90	89	89	89

31)	令和	和元	年1	1月	1 日	金	曜日	1		ľ	宮	ţ	成	県	<u></u>	1	`	報	Ž							号	外第	24号	
																					これらの表の上	備彬	169	168	167	166	165	164	163
																					これらの表の上位級の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が決定された職務の級を示す。		97	96	96	96	96	95	95
																					」等とあるのは、その								
																					皆が決定された職務の								
)級を示す。								233
	医療職給料表(三)					医療職給料表(二)		医療職給料表()			研究職給料表		教育職給料表(二)		教育職給料表(一)						公安職給料表					行政職給料表	適用な		的政策与(第一人米判除)
																											れる給		ध <i>(</i> जर)
																											-7		
																											举	号棒决定上限家	
2級	1 級	5 般	4 級	3 羧	2 般	1 級	2 殺	1級	3 緞	2 緞	1 級	2 般	1 級	2 級	1 級	6般	5 殺	4 級	3 殺	2級	1級	5 級	4級	3 拠	2 殺	1級		号俸決定上限表	